

Title	仏国戦時の食料問題 (三、完)
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.10 (1916. 10) ,p.1427(95)- 1441(109)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19161001-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新形三五判叢書

志田 鈿太郎 <small>法學博士</small>	粟津 清亮 <small>法學博士</small>	須賀 喜三郎 <small>法學士</small>	市村 富久 <small>法學博士</small>	永井 柳太郎 <small>早大教授</small>	堀川 美哉	兒林 百合松 <small>商學士</small>	太田 哲三 <small>商學士</small>
商法總論	保險法論	手形法論	海商法論	植民原論	社會保險論	簿記學原論	會計學綱要
全二冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊
既刊	既刊	既刊	既刊	既刊	既刊	既刊	既刊

新形三五判叢書 各冊定價 郵送料六錢 郵送料六錢

（東京）東神田 巖松堂書局 振替五五 東五 京六

雜錄

佛國戰時の食料問題（三、完）

増井 幸雄

三 砂糖

砂糖徵發令及び輸出禁止——砂糖輸入反對論及び政府の輸入政行——佛國製糖業の難境、粗糖の減少、労働の不足、石炭の不足、運搬の不如意——製糖業救済の諸政策——製糖量の増加、精價の騰貴——甜菜の減産、製糖工場の減少——砂糖産額の減少、輸入の増加——政府の精價調節——千九百十五年に於ける甜菜の減産——砂糖の民間輸入の禁止

四 其の他の食料品

乳酪産物——雞卵——魚類——野菜

第十卷（二四二七）

雜錄

佛國戰時の食料問題

五 代價制定と徵發との範圍擴張案
代價制定範圍の擴張案——買占處罰の條項附加——代價制定範圍擴張の反對論——擴張範圍を定むるの困難——代價制定實行上の困難

三 砂糖

佛國では砂糖に於ても自給の實を完全には擧げて居ない。年々の消費額平均七十萬噸であるが、其中五十九萬噸は佛國本國の生産に係り、其餘の十一萬噸即ち約一割六分は之を諸殖民地からの輸入に仰いで居るのである。平時に於てすら既に生産額の一部不足を感じて居るとすれば多數の壯丁を産業界から引上げることによつて労働の不足を生じ材料の不足騰貴を生ずる戦時に於ては更に一層大なる不足を生ずべきことは當然來り得べきことである。茲に於てか佛國政府は軍隊に於ける消費並に民間に於ける消費を確保せんがために既に開戦後に於ては勿論

第十號

九五

開戦前に於てすらも種々の手段を採つて以て砂糖の供給を維持せんことに勗めた。即ち八月二日形勢の切迫せるを見て早く既に軍隊給與の目的を以て貨物徵發條令を發し此の條令によつて砂糖をも隨時徵發し得ることとした。之によつて國內に現存する限りの砂糖は軍用に供することが出ることになつたが、然し此の國內の砂糖の存在高が減少しては民間の消費は勿論軍用にも差支を生ずる理であるからして、それを防ぐがために八月五日に至り粗糖、精製糖、氷糖の外に砂糖の加味されたる牛乳即ちコンデンスミルクの輸出並に再輸出を禁止唯大藏大臣の定むる條件に従つてのみ或る例外を認むることとした。それから越えて九月三十日に至つて蔬菜の輸出をも禁止するの條令の發布を見た。

然るに此の當時巴里の商業會議所は佛國に於ける砂糖の蓄積額極めて少なく而もその全部はチヨコレート菓子等の製造所へ送るべきものな

ることを發表した。そこで人は外國又は殖民地から砂糖を輸入して供給の不足を補はんことを欲したが、それは輸入税や輸出獎勵金の問題と關聯があるので其の希望は直には達せられなかつた。その中に巴里撰出の代議士の一團は政府をして外國から粗糖を購買輸入して之を原價に近き代價を以て精製糖業者に賣渡さしめ且つ後者を以て制定せられたる最高代價以上に精製糖を賣らざるの義務を負はしめむとするの案を提唱した。然るに之に對しては諸方から反對の聲が起つた、即ち巴里の砂糖商は商業の自由を抑壓し關係諸産業を壓迫するの故を以て之れに反對し、又精製糖業者は佛國は英國とは事情を異にするから英國の例を追ふことは出来ない、殊に内國では精製費用が高く従つて砂糖の代價が高いからして廉い費用で出來た廉い外國糖を内地に持つて來て内地糖と同價に賣買するとすれば外國製糖業者をして不當の利益を得せしめる

の虞があるといふの故を以て反對した。然しながら佛國政府は此の反對にも拘らず砂糖の輸入を敢行した、即ち主として軍隊給與の目的を以て白色粒狀糖を米國から、ブラジル糖をアルゼンチンからそれ々輸入したのである。

佛國に於ける砂糖の供給は頗る減少し其の代價は頗る騰貴した。それには幾多の理由がある先づ第一には粗糖の生産額が減少した。千九百十四年から千九百十五年にかけて消費さるべき砂糖の供給如何と見るに、千九百十四年度の收穫は三十萬噸に減少した、而して前年から持ち越されたる蓄積額が十萬四千噸、殖民地からの輸入が十二萬噸あり、三者合せて五十二萬四千噸に上つて居る。然るに佛國の平均消費額は七十萬噸であるが戰時の需要減少を差引いて假りに六十五萬噸の需要ありとするも、此の需要を充し且つ最少限度に於ける必要蓄積額を得んがためには二十五萬噸を外國から輸入するの必

要があるといふ状態に在つた。次には勞働の不足を感じた。蔬菜の收穫、砂糖の精製の季節に先つて動員が行はれたるの結果として従業者の數を減じた、そして婦人及び小兒の勞働に關する法律の一時的停止を要求するの聲が起つた。第三には必要原料品たる石灰の不足、炭價の騰貴を來した。佛國では最近一年間に於ける石灰消費額は約六千萬噸に上り其の中四千萬噸は自國の供給に係り殘部二千萬噸は外國主として英國、白の三ヶ國から輸入して居つたのであるが開戦以來坑夫の三割二分五厘は動員され(尤も同年十二月には國民軍及び白耳義避難者を以て補充はされたが)全採掘量の七割を供給するノール地方及びバ・ド・カレー地方の炭坑は四分の三まで獨逸の占領に歸したが爲めに千九百十四年の採炭量は三千萬噸に減じ殊に後半年に於て甚しかつた。而して輸入炭の方は最早獨、自兩國に仰ぐこと能はず英國より仰ぐのみとなつた

が英國でも採炭の減少、戰時需要の増加を來したるのみならず輸送の危険並に船舶の缺乏のため運賃奔騰して(千九百十四年六月に六法なりしものが一年後の千九百十五年六月には二十二法乃至二十四法となり近頃は三十法内外に達した)佛國への供給亦平時の如くなるを得ず、同年の外國輸入炭量總計千五百三十四萬五千噸に減少した。即ち内外の石炭併せて千九百十四年度に於ける總供給額は四千五百餘萬噸に過ぎずして平時より少きこと二割五分に達した。尤も平時にありて石炭總消費額の六割四分を占むる全工業方面に於ける需要は其の幾分を減じたけれども軍需品工場に於ける需要増加のありたるが爲に供給の減少を相殺する程には至らなかつたのみならず、内國交通の便宜平時の如くならざるの結果二時的地方的の供給不足は著しく表はれ時に九月末に於て甚しかつた。かくては炭價の騰貴は到底免れ得ない所である、即ち石

炭一噸が千九百十四年六月に六十五法なりしものが千九百十五年三月には八十二法となり六月には八十七法となつた、約三割四分の騰貴である。第四には運搬具の不足、運送の不如意を來した。原料糖精製糖並に石炭其の他の必要品を運送するの必要頗る大なるものあるにも拘らず鐵道貨車は未だ敵に五萬輛を奪取されざる以前に於てすら二萬輛は軍用に供せられて居り、輓馬も軍隊に徵發され、運河の船舶も亦大部分軍用に供せられて運送の便を缺くこと甚だしかつた。佛國の製糖等は實にかゝる困難な地位に陥つて居つたのである。製糖業に於ける是等の不便困難は勿論其の儘に棄て置かれたのではない、之に對しては種々の救濟的政策が行はれた。第一の原料糖不足に關しては十月二十三日にチユニス及びモロッコ以外の屬領地に於ては巴里行の場合の外は一切砂糖を輸出することを禁止、又十一月二十一日

には從來蔬菜の輸入に課したりし關稅(百キログラムにつき皮を剥きたるものに對しては一般稅率六十法、最低稅率四十五法、皮を剥かざるものに對しては各四十五法及び三十法)を免除した。次に勞働の不足補充に就ては當業者の陳情に基づき陸軍當局は製糖業をば軍隊經理に必要なる貨物を供給する生産業の一と認め平時之に従事し居りし豫備兵にして動員後未だ戰線へ送られざる者の利用を許した。石炭の不足に關しては政府は供給の便を與へむがために千九百十四年十二月十五日に石炭を徵發して之を巴里及び製糖業の本場に向つて供給することに決し、又巴里市の如きは自ら市會に於て石炭購入のため多大の費用を可決した。又運輸の便宜に關しては陸軍當局者は當業者に對する輓馬の供給を保證したのである。然しながら是等の政策は未だ以て充分に糖業者を困難の地位から救ひ出すには足りなかつた。蓋し原料糖の供給並に運

輸の便宜の點は之を別として勞働及び石炭のみ
に就て見るも、不熟練勞働の不足は補はれても
技術家の如き熟練勞働の不足は依然として補は
れず、炭量の不足は補はれても炭價の騰貴は之
を如何ともする^{●●●●●}とが出来なかつたからである。
かくて砂糖精製の費用並に粗糖の代價は八月
以來急激に昂騰し十二月に至つて二倍以上に達
した、即ち次の如くである。

月	千九百十四年	
	法	サンチム
二月	三二・四三	七・〇〇
三月	三二・三九	七・一一
四月	三二・〇一	六・五八
五月	三三・一四	六・四二
六月	三四・二三	七・一九
七月	三三・五二	七・五二
八月	三六・九八	八・二五
九月	四一・九〇	七・九〇
十月	五一・七五	九・八七五

既に粗糖の騰貴と精製費の増加とが右に示した如くであるとすれば精製糖の代價も之と同一比例を以て騰貴を來さざるを得ない。販賣代價より二十五法の消費税と糖業者の利潤とを控除たる原價のみに就て見るも次の如くに騰貴を來した。

千九百十四年一月	千キログラムに付	六四・〇〇
二月		六四・四三
三月		六四・五〇
四月		六三・五九
五月		六四・五六
六月		六六・四二
七月		六五・〇〇
八月		七〇・二三
九月		七四・八〇
十月		八七・六二五
十一月		九三・〇〇
十二月		八九・八〇

開戦以來千九百十四年末までに二割乃至四割餘の騰貴を來したる糖價は其の後も騰貴の勢を繼續して千九百十五年末には遂に百〇八法といふ高價となり、千九百十三年末の六十四法並に開戦前月の六十五法に比して約七割の騰貴を示すに至つた。其の原因は前記の如く一面精糖費の増加によることは勿論であるが、又他の一面に於ては砂糖の供給減少によるものなることは否定することが出来ない。第一に糖菜の供給は益々減少した。佛國だけの判明して居ないが千九百十五年十二月十三日の調査によれば佛、英、白、塞の四ヶ國のを合して（佛國は其の大部分を占む）千九百十三年より十四年にかけて百二萬噸なりしものが千九百十四年より十五年にかけての收穫は僅かに三十五萬噸に減じて約三分の一となつたとある。又同日の調査によれば歐洲諸國に於ける糖菜の收穫は前年に比し

て十五萬七千餘噸の減少を來して居り、其の中獨逸側の諸國の分を差引くと佛國に輸入し得る分量は猶更に減少する理である。尤も獨逸の糖菜生産者は従來佛國に向つて多量の糖菜を供給し來りし關係上瑞西を通じて依然糖菜を供給せんことを申込み來つたが素より之に依頼することとは出来ない、唯茲に幸なことには魯國のみは前年に比して十六萬噸の増收を傳へられ佛國糖業シンデグートの代表者は露國より糖菜の供給を受けることに盡力したけれども而も其の效果は著しくはなかつたので、結局佛國に於ける糖菜の供給は例年よりは勿論、前年よりすらも著しく減少したのである。次に佛國では製糖工場が減少した。同國に於ける砂糖工場の八割以上は北部十縣に存在し千九百十三年より十四年にかけて二百六個を數へたものが、獨軍の侵略のために千九百十四年より十五年にかけては半數以下の八十二乃至八十三に減少した。加ふ

等よりの民間輸入は三十五萬噸に過ぎなかつた即ち内國産糖と輸入外國糖との兩者を合せて全供給額は五十萬噸には達しなかつたのである。之では糖價は更に騰貴を來さざるを得ないことになるから、そこで政府は糖價調節の計畫を立て此の目的並に軍隊への供給の目的を以て英國政府に依頼して北米合衆國、瓜哇等から十七萬五千噸の砂糖を買入れ之を市場に出すことによりて糖價の自然的低落を導き或は少くとも之が維持を計ることとした。

千九百十五年末に於ける甜菜の收穫如何と見るに、同年も依然減少の状態に在つた。戰前五ヶ年平均の栽培面積は二十二萬二千エクタールで、一エクタールに就き二百四十三カントーの收穫あり、全部で五千三百九十四萬六千カントーの收穫があつたのに、千九百十五年には栽培面積は六割三分減の八十二萬エクタールとなり一エクタールの收穫も減少して百八十四カント

ーとなり全體で千五百八萬八千カントーの收穫となつた、即ち例年の三分の一以下に激減したのである。甜菜の收穫にして三分の一以下に減少し其の輸入亦意の如くならず、石炭、勞働、運輸の便にして回復されざる限りは佛國の砂糖供給が充分なるを得ないとは云ふまでもない。砂糖の輸入税を免除せよといふ聲は頗る高いが未だ實行さるゝに至らない。かくては代價は益々騰貴せざるを得ない。そこで商務大臣は千九百十六年の初めに至つて砂糖の最高代價制定の手段をとり、糖業シンヂケートに向つて砂糖代價は百キロにつき七十五法以上を上るを許さず若しそれ以上に出づるときは七十五法を以て徵發すべき旨を通告したのである。その後に至り小麦の最高代價を制定した法律の適用範圍を擴張せんとすの運動起りその要求頗る多大なるものありしに政府は之を砂糖のみに制限せんとするの意嚮に決したりとか傳へられて居る。即ち商

務大臣の行政的干渉に代ふるに立法的制限を以てせんとして居るのである。

以上述べ來りし砂糖問題並に砂糖政策は悉く是れ砂糖の供給を潤澤ならしめんとするの方嚮に於て表はれて居るのであるが、最近に至り砂糖政策は之と全然反對の方嚮に於て表はれた。千九百十六年四月三日以後は、同國政府の手を経て輸入せらるゝもの及び千九百十六年二月一日以前の購入に係ることを立證し得るもの、外は外國産の粗糖及び精製糖の輸入を禁止したことを即ち是である。佛國政府は何故に民間輸入を禁じて砂糖の輸入を政府の獨占とするに至つたか。吾人は此の條令の發せられた趣旨を知るの資料を有たぬから勿論正確なことは之を知ることが出來ないが、思ふに佛國の對外支拂増加して爲替關係不利を極めて居り船腹不足の爲めに運賃騰貴し居るの結果として、砂糖の如き寧ろ贅澤品に屬するもの、民間輸入のために其の

他の生活必需品の供給を高價且つ困難ならしむるを避けむとすることが其の目的の一半を占めて居るといふことは蓋し疑ふべからざる所であらう。其の理由の如何は兎に角として前記の如く内國に於ける生産減少し外國糖の輸入の必要に迫られて居る此の際に當つて民間輸入を禁じたとすれば砂糖供給並に糖價調節上に於ける政府の職責は益々重く其の負擔は益々大とならざるを得ない。先頃我國の斯業關係者から聞く所によれば佛國政府は今年も英國政府を通じて多大の買付を世界の砂糖市場に向つてなしたといふことである、其の數量は蓋し頗る莫大な數量に上ることだらうと思はれる。

四 其他の食料品

佛國では年々十萬カントーの牛乳を輸出して居たが、開戦以來生牛の減少に伴つて牛乳産出額の減少を來し牛乳の輸出が全然皆無となつて而もコンデンスマイルクの輸入は平時の三倍即ち

四萬五千カントーに上つた。養牛者から買入れる牛乳の代價は一割三分の騰貴に過ぎないけれども殺菌用の石炭騰貴のために且つは勞働不足のために費用に四割五分の騰貴を來して内國産の牛酪、乾酪が騰貴したのみならず、例年佛國に向つて輸出し來りし英國の當業者は之を賣り惜み和蘭よりの輸入も半減したので、市場に於ける供給減少して騰貴の勢をして一層甚しからしめたのである。巴里では千九百十四年に比して現今牛酪は四割から九割の騰貴を來し乾酪は七割乃至十割の騰貴を來して居る。

雞卵は都市に於ける消費額の約三分の二を年々外國から輸入して居る。即ち秋十月頃には露西亞、西比利亞等から新春一月以後にはブルガリア、ガリシア等からそれ／＼輸入して居る、然るにダーダネルス海峡の閉鎖以來輸入は三十一萬カントー(千個につき五十五キログラムの重量あるものとすれば約五千六百萬個)だけ減

少した。尤もモロツコ卵の輸入があつたが之は勿論供給の減少を補ふに足らない、況んや(軍隊に於ける消費増加の結果としての)需要増加に應ずるには猶更に足らない。斯くして千九百十三年に於て千個につき百法乃至百二十五法なりしものが千九百十五年末には二百法乃至二百五十法となつて即ち二倍に騰貴したのである。

魚類就中生魚は漁船の徴發、漁夫の動員、沿岸殊に河口附近の禁漁(潛艇防禦のため)等の結果として供給に不足を來して、普通の魚類は三倍に、稍々奢侈的な魚類は二倍に騰貴した。鱈、鯨等の乾魚は輸入減少して平均二倍に騰貴した。淡水魚も亦二倍に騰貴した。

最後に野菜の供給も不足した。馬鈴薯の如きは北部十縣の荒廢によつて戰前十年間の平均産額よりも約三分の一の減收を來し隣國は其の輸出を禁じた。玉葱の如きは西班牙、伊太利、埃及等の諸國から輸入せざるを得ないことになつ

た。露西亞から供給さるゝ大豆や塊太利から供給さるゝ菜豆等は輸入全く不可能になつて缺乏を來し乾燥野菜の輸入は千九百十五年度には半減した。斯く供給の減少ありしにも拘らず需要は之に伴つて減少せず、軍隊に於ける消費は頗る多大であつて商人は其の賣込値段を競つて高からしめた。かくして千九百十三年十月と比較すれば白菜は三倍餘に、胡蘿蔔は二倍に、玉葱は二倍餘に、韭は二倍半餘に、馬鈴薯及蘿蔔は各一倍半に騰貴したのである。

五 代價制定及徴發の範圍擴張計畫

以上述べ來りたる所によりて知らるゝ如く、一般食料品は悉く騰貴して居る、既に代價制限を行つて居る所の小麦(及び其の結果として麵麩)の代價の騰貴の僅少なを除いては少きも一割五分から多きは三十割以上の騰貴を來して國民生活を壓迫することが尠少でない。そこで小麦、肉類(並に其の後に至つて砂糖)に就て

政策を採つたと同様に其他の食料品に就ても或る政策を採らんとするの必要を感じて、小麦に適用さるべき代價制定の範圍をば一般食料品に及ぼさんとするの案が下院に提出された。それは千九百十五年十一月九日のことである。この案によれば、戰時中は勿論戰後に於ても政府が條令を以て定むるまでは生活に必要な凡ての貨物及び薪炭燈火材料の最高代價を制限するとを得べく、又是等の貨物を徴發することを得ることとし、其の權限を市長に託し市長なければ知事をして之に代つて諮詢委員會の助言により之を行ふを得ること、せんとするのであつた。下院は此の案の大部分に對して承認を與へた。のみならず此の法案をして一層有效ならしめむために買占禁止に關する條項をさへ附加したのである。その條項に曰く『自己のためにする社會社又は組合の委託によりてするとを問はず、等しく詐偽的手段を用ひざるも、而も不正なる

(詳言せば商工業的の正當なる豫見又は自己の給養の目的より見て正當なりと認められざる) 投機の目的を以て行動したる者、又は商品の代價をば自由商業及自然的競争に下に於て定まるべき相場以上に高めむと試みたる者は刑法第四百十九條に規定したる刑罰を科す』と。次に徵發に就ては之を行はむがためには貨物の所有者及び其の所有の分量を知るの必要があるが、之を知るがためには各所有者をして申告せしめなくてはならぬ、然るに徵發されることが知れ渡れば人多くは所有の事實を隠匿し又は其の所有の分量を過少に申告するのが常であるからして此の申告を正直になさしむるの必要がある。故に貨物徵發範圍擴張案に於ては『此の法律に掲げたる貨物の生産者、販賣者、受託者、所持者又は所有者は悉く知事よりの要求に應じて即時に其の所持せる數量を申告するを要す、之を拒み又は虚偽の申告をなすものは……の罰に處

す』といふ一條が加へられた。而して以上の諸案は之を一括して上院に廻附されたのである。吾人は未だ此の案の上院に於ける運命如何に就ては聞く所がない。けれども之に對する輿論に於ては賛否種々なる議論あるを發見する。先づ買占に就ては、それは或る程度まで何れの商業取引にもその分子を有して居ないものはないのであつて、平時にありては之を禁止處罰するとは勿論萬人の反對する所となるに相違ないが、國家の大事の際のことでもあり且つ買占なることが從來國民の頭腦に好からざる印象を刻して居るといふ佛國特有の歴史に鑑みて、此の際之を禁ずることは妥當な策であるとして一般には是認されて居るやうである。

然るに最高代價制定の範圍擴張に就ては重大なる反對論と種々なる實行上の困難とが指摘されて居る、否代價制定の範圍の擴張はさて置き代價の制定そのもの、中に大なる危険ありとな

す根本的の反對論があるのである。即ち最高代價の制定といふことは經濟學の原理の教ふる所に背いて居るにも拘らず戰時なるの故を以て人は國家國民の利益の爲めには個人の利益は暫らく犠牲に供せられなければならぬと考へて居るけれども之は生産のイニシアチヴの自由を魔酔せしむるものでは是れ即ち國防の一要素たる富の増加を妨げ敵に糧を供する所以に外ならないといふのである。然しながら最高代價の制定といふことは小麥に就ては法律により又砂糖に就ては行政的干渉によりて既に實行されて居るのであるからして此の反對論は事實に於て敗れたものと見てよからう。そこで問題になるのは代價制定の範圍擴張に關するもの、みとなる。所が、代價制定を一層大規模に行ふことに就ては種々の困難がある。先づ第一に如何なる商品とその範圍の中に入るべきか。法案には食料品、燈火採暖に要する必要材料とあるも何故にこ

れのみに限るべきや。衣服も食料品と等しく必要なるものであるが之を包含せしめないとする理由如何、假令此の點は讓歩したとするも食料品及點燈採暖に必要な貨物とは果して何物を指すや、若し其の凡てを包含するとすれば到底其の繁に堪えられない。此の故に政府はその範圍をば「乳酪店、乾物店、果物店、菓子店及び其の他の食料品並に燃料品販賣店で取扱ふ凡ての貨物」と限定したのであるが、これでも猶ほ其の繁に堪えられないといふのでその範圍は更に減縮せられて結局牛乳、牛酪、砂糖、菓子、バラフィ、油等に限られるだらうといふことであるが、未だ決定せらるゝに至らない。

假りに代價制定を行ふべき貨物の種類が定まつたとした所で、さて之が實行に當つては如何なる方法をとるべきか。即ち小賣商のみの販賣代價に最高限度を附すべきや或は卸賣商より更に遡つて原製造人の販賣代價にも之を及ぼすべ

きや、之が問題である。若し小賣代價のみを制限するとすれば小賣商人の利益を害する恐がある、若し卸賣代價をも定めるとすれば小賣と卸賣との間に於ける代價の差額(即ち小賣商人の受くべき利益を幾何とすべきや。抑々斯る決定をなすことが可能なるや否や。又假令是等の問題を巧みに解決し得て能く代價制定を行ひ得たりとするも、各地方それ〴〵需給の状態を異にして居るからして其の制定せらるゝ代價は全國を通じて均一にして而も公平を失はざることには到底期待することは出来ないであらう。考へれば代價制定の實行の前には幾多の困難が横はつて居るのである。

かくの如き次第で、買占禁止に對しては左程に反對はないが、代價制定の範圍を擴張するの件は一般の氣受け甚だよろしくない。故に是等の諸案が果して悉く上院を通過して法律となるや否やは疑はしいのである。

とせば、佛國の食料品政策が吾人の目を恃てしむるもの少なきことは即ち經濟狀態が未だ之を必要とする程の窮狀に陥つて居らないといふことを表示して居るものと見て差支ないからである。(完)

本論を草するに當つて參考した主要なる資料は次の如し。

- (1) Charles Gide: Provisioning in France and the measures taken by the government to that end. (Economic Journal, March 1916.)
 - (2) J. H. Richard: La vie paysanne. (Revue politique et parlementaire, Dec. 1915.)
 - (3) A. Souchon: La hausse des prix et les projets de taxation. (Rev. pol. et parl., Fev. et Mars, 1916.)
 - (4) D. Zolla: Revue des questions agricoles. (Rev. pol. et parl., Jan. et Avr., 1916.)
 - (5) Vicomte G. d'Avenel: La vie chère. (Revue des Deux Mondes, Avril 1916.)
 - (6) A. Calvet: La crise de la viande en France dans l'alimentation militaire et civile. (Rev. pol. et parl., Jan. 1916.)
 - (7) Georges Dureau: La marche des sucres et la guerre de 1914. (Journal des Economistes, Oct. 1914.)
- 其の他 Revue pol. et parl. 並に Journal des Economistes に載せたる雜報及び時局日誌、『經濟資料』(南滿洲鐵道株式會社發行)第一卷第四號所載『佛國石炭問題』等。(五、八、廿八)

六 結語

以上五節に亘つて述べたる所を通じて考ふるに、佛國の食料問題は獨逸のそれの如くに重大なるものではない。獨逸の食料問題が如何にして食料を不足ならしむべきかといふ分量の問題であるのとは異なつて佛國のそれは如何にして食料品を安價に供給すべきかといふ物價問題であるに過ぎない。その結果として佛國政府の採つた食料品政策は獨逸のそれの如くに周到果敢なものではなく、食料品の消費分量を一日につき幾何と限定するなどの策は嘗て行はれて居ない、唯石炭の消費量を限定せんとするの案が一時提唱せられて立消となつたことがあるに過ぎない有様である。かくの如きは佛國政府の施設が獨逸政府のそれに比して劣つて居るといふことを示すのであらうか。予は敢て否と答へる蓋し若しも政策の行はるゝ方向並にその程度が必要といふものゝ程度に従つて定まるものなり

國際漁業警察 (下)

泉 哲

英米間に起れる漁業爭議は一七八三年九月三日の平和條約條項の解釋を異にせるに起因す。同條約第三條は「合衆國人民はグランドバンク其の他の凡ての砂洲に於て各種の魚類漁獲の權を保留して侵害せられるゝ事なかるべし。セントローレンス灣に於て兩國の住民が漁獵に従事したる海洋に於ても亦同じ。合衆國市民はニューファウンドランド沿岸に於て英國漁夫と同等に、但し乾燥及び製造を除き各種の魚類漁獲の自由を有す。其の他の英領亞米利加沿岸港灣砂洲に於て英國漁夫は人家なき港灣、ノバスコシヤの河川、マグダレナ島、ラブラドルの河川に限り魚類を乾燥し及び製造するの自由を有す